# 平成３０年度農地中間管理事業ＰＲ動画製作に係る業務委託実施要領

平　成　３　０　年　１　０　月　２　６　日
(公社)宮崎県農業振興公社　農地第一課

## １　業務の目的

この実施要領は、公益社団法人宮崎県農業振興公社(以下「公社」という。)が実施する農地中間管理事業のＰＲ動画製作に関する業務委託（以下「本業務」という。）について、企画公募を実施のうえ、審査により委託候補者を選定するために必要となる事項について定めるものとする。

## ２　業務委託の内容

（１）名　称

平成３０年度農地中間管理事業ＰＲ動画製作業務

（２）業務委託の内容

農地中間管理事業ＰＲ動画製作業務仕様書のとおり

（３）委託期間

委託契約締結の日から平成３１年３月８日（金）まで

（４）予算額

２，０００千円（消費税及び地方消費税を含まない。）を上限とする。

## ３　業者の選定

農地中間管理事業による農地集積・集約化に関し、自由な発想により最良の効果を得るため、企画公募により委託事業者を選定し、本業務を委託するものとする。

## ４　参加資格

参加者は、次に掲げる企画コンペ参加資格(以下「参加資格」という。)の要件を全て満たしている者とする。

〔参加資格の要件〕

（１）宮崎県内に主たる事業所（本社・本店）又は支社・支店を有すること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）宮崎県から物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

（４）消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開

始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

（６）宮崎県暴力団排除条例(平成２３年条例第１８号)第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第４号に規定する暴力団関係者ではない者。

（７）本業務について、充分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当の受託実績があること。

## ５　事前説明会の開催

（１）日　時　　平成３０年１１月５日（月）　１３時３０分～

（２）場　所　　宮崎県農業振興公社　小会議室

住所　宮崎県宮崎市恒久１丁目７番地１４

※１　参加希望の方は、別添「事前説明会参加申込書」を平成３０年１１月２日（木）午後５時までに、公社 農地第一課　担当　松浦　宛にＦＡＸ又はメールで送付。

ＦＡＸ：０９８５－５１－８００６　　E-mail：nouc05@mnk.or.jp

※２　企画コンペの参加には、必ずしも説明会への出席の必要はありません。

## ６　提出書類及び提出方法等

本企画コンペに参加する者は、以下（１）、（２）の必要書類を提出するものとする。なお、企画提案は１社１案のみとする。

（１）参加申込書及び添付書類※1

①提出方法：持参または郵送

②提出期限：平成３０年１１月９日（金）１７時必着

※１　①定款及び会社概要パンフレット

②会社概要等整理票（様式第２号）

③都道府県税に滞納がない旨の証明書

④消費税及び地方消費税に係る納税等の証明書

⑤暴力団排除に関する誓約書（様式第３号）

（２）企画提案書

①提出方法：持参または郵送

②提出部数：７部

③提出期限：平成３０年１１月２０日（火）１２時必着

④留意事項

以下に該当する場合、提出された企画提案書を無効とする場合がある。

ア　企画提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの。

イ　企画提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの。

ウ　参加申込書又は企画提案書に虚偽の内容が記載されたもの。

エ　審査委員又は関係者に、企画提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

また、提出された企画提案書の取扱は、以下のとおりとする。

ア　提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用する。

イ　提出された企画提案書等は返却しない。

ウ　企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については応募者の負担とする。

エ　企画提案書は、審査及び説明のために写しを作成し使用することができる。

オ　企画提案書は、公社情報公開実施規程等に基づき公開することがある。

（３）提出先

〒８８０－０９１３

宮崎市恒久１丁目７番地１４

宮崎県農業振興公社　農地第一課

## 7　企画提案書の内容等

（１）企画提案書の内容

企画提案書の内容については以下の事項を含めるものとする。

・動画の構成案、時間帯等

・動画のデザイン等

・納品時期等

・制作・管理体制の内容

・見積書

※見積書は、企画費、撮影費、編集費、管理費、成果品作成費等について経費を記載すること。

（２）企画提案上の留意点

企画内容は、「農地中間管理事業の説明」とし、以下の点に留意すること

・文章や絵図等を挿入し、事業の概要や事業活用メリットについて的確に伝わるような内容にすること。

・非農家や高齢者等でも十分理解できるように、平易な構成及び内容となるよう配慮するものとする。

・農地の出し手、受け手に内容を周知・理解させ、意識変革をもたらし行動に移す動機付けとなるような内容とする。

・機構事業活用者へのインタビュー等を盛り込み、より効果的な内容にすること。

・必要に応じ、映像の内容にあったＢＧＭを挿入すること。

・その他、詳細な内容については農業振興公社と協議のうえ決定すること。

## 8　企画コンペの実施

（１）日時　平成３０年１１月２２日（木）

午後１時００分から午後５時までの時間

（２）場所　宮崎県庁　付属棟会議室３０２号

（３）その他

企画コンペの順番については、原則として参加申込みの順番で実施。

## ９　審査方法及び審査基準

参加者の企画提案の審査は、選定委員による審査を行い、委託候補者を決定する。

なお、企画提案書等の内容が、上記「２　業務委託の内容」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

（１）審査方法

・プレゼンテーションによる採点方式とする。

・企画提案書に基づき、各社プレゼンテーションを行う。

・時間は、１社２０分程度（説明時間１５分程度、質疑応答５分程度）

・プレゼンテーションでは、パソコン及びビデオの使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事前に連絡することとする。

（２）審査基準

以下の項目について、企画提案書の内容に基づき審査を行う。

・企画内容の適格性

・業務企画の内容

・業務遂行能力

## 10　決定通知

審査会での結果をもとに、公社内での決裁終了後、すみやかに結果(採用・不採用)を文書で通知し、決定した業者と業務委託契約を締結する。

## 11　著作権

成果品に係る権利は、公社に帰属するものとする。

## 12　業務委託契約について

（１）契約締結

契約にあたっては、採択された企画をもとに細部について公社と受託予定者双方で協議を行った後、契約を締結する。

また、契約締結に係る諸費用(印紙代等)は、受注者の負担とする。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

（２）事業報告

委託期間満了後、速やかに成果報告書等を提出すること。

（３）委託料の支払

精算払いとする。

（４）契約保証金

公社契約規程第１５条による。

## １３　企画提案に係る質問等

企画提案に係る質問や問い合わせは、次の方法により受け付ける。

・受付期間　平成３０年１１月５日（月）～平成３０年１１月９日（金）

・質問方法　文書またはメールにて行う。（任意様式）

・提出先

〒８８０－０９１３
宮崎市恒久１丁目７番地１４
宮崎県農業振興公社　農地第一課　担当　佐田、松浦
ＴＥＬ：０９８５－７８－０２１０
ＦＡＸ：０９８５－５１－８００６
Ｅ－mail：佐田　nouc09@mnk.or.jp
　　松浦　nouc05@mnk.or.jp